

公共事業の事業評価書

(林野公共事業の事前評価)

平成30年3月

1 政策評価の対象とした政策

平成30年度に新規地区採択を要求している次の事業地区を対象として、事業評価(事前評価)を実施した。

区分	事業名	評価実施数
直轄事業	民有林直轄治山事業 森林環境保全整備事業	1 16
補助事業	森林環境保全整備事業	25
国立研究開発法人事業	水源林造成事業	3
合計		45

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期

評価の実施に当たっては、各森林管理局に設置している学識経験者で構成する森林管理局事業評価技術検討会、林野庁に設置している林野庁事業評価技術検討会及び水源林造成事業等評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

1 評価担当部局

事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、民有林直轄治山事業及び国有林直轄事業の森林環境保全整備事業については林野庁国有林野部業務課、各森林管理局において、補助事業の森林環境保全整備事業及び水源林造成事業については、林野庁森林整備部整備課において実施した。(「事業評価担当部局一覧表」別添1)

2 評価実施期間

平成29年4月から平成30年3月まで

3 政策評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。各事業地区ごとの評価の観点は、「林野公共事業の事業評価における政策効果の把握について（概要）新規採択チェックリスト」(参考資料)に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、費用便益分析、チェックリストにより総合的かつ客観的に把握した。

評価の結果については、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1 平成30年2月に各森林管理局において、学識経験者で構成する森林管理局事業評価技術検討会を、また、平成30年3月に林野庁において、学識経験者で構成する林野庁事業評価技術検討会及び水源林造成事業等評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

同技術検討会での意見の概要は以下のとおりである。

- ・ 林野公共事業の新規採択の方法について、費用対効果分析の方法、チェックリストの項目、これらにより、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い、費用便益分析にかかる効果算定、環境面等の技術的・専門的な分析手法は妥当である。
- ・ 事前評価実施地区について、費用便益分析にかかる効果算定、環境面等の技術的・専門的な分析結果は妥当である。

2 各事業評価技術検討会の委員構成は、(別添3)のとおりである。

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」(別添2)のチェックリスト等及び「林野公共事業の事業評価における政策効果の把握について(概要) 新規採択チェックリスト」(参考資料)である。

なお、上記の資料は、林野庁ホームページで公表することとしている。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/hyouka/29hyouka.html>)

森林管理局事業評価技術検討会における資料等については、各森林管理局ホームページで公表することとしている。

(http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/index.html)

また、林野庁事業評価技術検討会における資料等についても、林野庁ホームページで公表することとしている。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hyouka/gijyutu/index.html>)

その他の資料についての問合せ先は、「問合せ先一覧表」(別添4)のとおりである。

7 政策評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。

各事業実施地区ごとの評価結果は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。

事業評価担当部局一覧表

1 直轄事業

事業名	都道府県名	評価担当部局
民有林直轄治山事業	福岡県	九州森林管理局 企画調整課
森林環境保全整備事業	北海道	北海道森林管理局 業務調整課
	岩手県、秋田県、山形県	東北森林管理局 企画調整課
	福島県、群馬県	関東森林管理局 企画調整課
	長野県、岐阜県、愛知県	中部森林管理局 企画調整課
	高知県	四国森林管理局 企画調整課
	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州森林管理局 企画調整課

2 補助事業

事業名	評価担当部局
森林環境保全整備事業	林野庁森林整備部 整備課

3 国立研究開発法人事業

事業名	評価担当部局
水源林造成事業	林野庁森林整備部 整備課

平成30年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 国立研究開発法人事業

(1) 水源林造成事業

番号	事業実施地区 (広域流域)	事業名	所在地		総便益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析 結果 B / C	チェックリスト						備考			
			都道府県	市町村				必須事項			優先配慮事項						
								1	2	3	4	5	6	1 (1) 2 (1) 3 (2)			
1	円山・千代川	水源林造成	兵庫県 鳥取県	豊岡市ほか	1,657,745	851,980	1.95							A A A B -			
2	江の川	水源林造成	島根県 広島県	大田市ほか	2,917,438	1,414,815	2.06							A A A B -			
3	大淀川	水源林造成	宮崎県	綾町ほか	2,940,398	1,190,425	2.47							A A A B -			

事前評価固表

整理番号	1
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H30～(おおむね80年間)						
事業実施地区名	まるやま　せんたいがわ 円山・千代川広域流域	事業実施主体	国立研究開発法人森林研究・整備機構						
事業の概要・目的	<p>本対象区域が存在する円山・千代川広域流域は、兵庫県北部及び鳥取県一円を包括している。年平均気温は約11℃～15℃、年間降水量は約1,300mm～2,600mmと地域による差が大きい。</p> <p>本事業は、脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による森林の造成が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、国立研究開発法人森林研究・整備機構と地域の関係者による分収造林契約などにより森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>特に本流域においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 慶長杉に代表されるように八頭郡で古くからスギが造林され、智頭林業、若桜林業として全国に知られ、良質のスギ材を生産している地域であること、また大山地域を中心に大山アカマツとして良質のマツ材を生産してきたが、近年は、マツ枯れの被害により生産量が減少していること、またナラ枯れ被害が拡大するなど、水源涵養等の機能が低下した森林が増加してきており、森林の適切な整理、保全が必要となっていること <p>を踏まえつつ、事業を実施していくこととしている。</p> <p>具体的には、流域内のダム水源や簡易水道水源等の集水域における水源涵養機能等の確保に向けて、水源かん養保安林内の無立木地等において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害・シカ害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成する他、必要に応じ、既契約地周辺の保安林等において間伐等の森林整備を実施するものである。</p> <p>分収造林契約締結対象区域は、マツ枯れの被害を受けており、また、シカ害が多い地域であることから、放置したままでは短期での成林が期待できない上、局所的な降雨などにより土砂流出の恐れもあることから、本事業により、水源涵養機能等を安定的に發揮させていくため契約相手方の要望等も踏まえて、スギ2,700本/ha、ヒノキ2,700本/haの植栽を予定している。また、広葉樹などの前生樹等を活かし、針広混交林を目指すこととし、さらにシカ害が見込まれる地域は、シカ害防除を適切に図っていくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 11件、事業対象区域面積 245ha (スギ106ha、ヒノキ65ha、広葉樹等区域73ha、既契約地周辺の間伐等 1 ha) ・事業対象都道府県：兵庫県、鳥取県 ・総事業費： 1,174,394 千円 								
費用便益分析	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">総便益 (B)</td> <td style="width: 33%;">1,657,745 千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>851,980 千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B / C)</td> <td>1.95</td> </tr> </table>			総便益 (B)	1,657,745 千円	総費用 (C)	851,980 千円	分析結果 (B / C)	1.95
総便益 (B)	1,657,745 千円								
総費用 (C)	851,980 千円								
分析結果 (B / C)	1.95								
水源林造成事業等評価技術検討会の意見	<p>水源の涵養など水土保全機能の發揮のため早急に森林を造成する必要がある箇所であり、事業の効率性や干害、シカ害対策などによる事業の有効性も認められることから、事業を実施することが適当と考える。</p>								
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の發揮の観点から、森林所有者の自助努力等によっては適正な森林の整備が進まないおそれがある。また、松くい虫被害が発生している。このような状況の中、本対象区域は、事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保全機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性： 費用便益分析の結果、投下する費用を上回る効果が見込まれている他、広葉樹などの前生樹等を活用した針広混交林の造成を目指すことなどによりコスト縮減に努めることとしており、事業の効率性が認められる。 ・有効性： 水源涵養など水土保全機能の着実な発揮のために必要な干害、シカ害対策や針広混交林化に向けた施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 								

様式1

便 益 集 計 表
(森林整備事業)

事業名：水源林造成事業
施行箇所：円山・千代川広域流域

(単位:千円)

大区分	中区分	評価額	備考
水源涵養便益	洪水防止便益	410,168	
	流域貯水便益	160,475	
	水質浄化便益	467,176	
山地保全便益	土砂流出防止便益	512,826	
	土砂崩壊防止便益	4,478	
環境保全便益	炭素固定便益	95,481	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	7,141	
総便益 (B)		1,657,745	
総費用 (C)		851,980	
費用便益比		$B \div C = \frac{1,657,745}{851,980} = 1.95$	

(鳥取県東伯郡琴浦町内等 水源林造成事業候補箇所全11箇所)

(注)便益算定方法は、代表箇所(鳥取県東伯郡琴浦町)を表示しています。

平成29年度水源林造成事業評価(事前評価)対象広域流域

円山・千代川広域流域

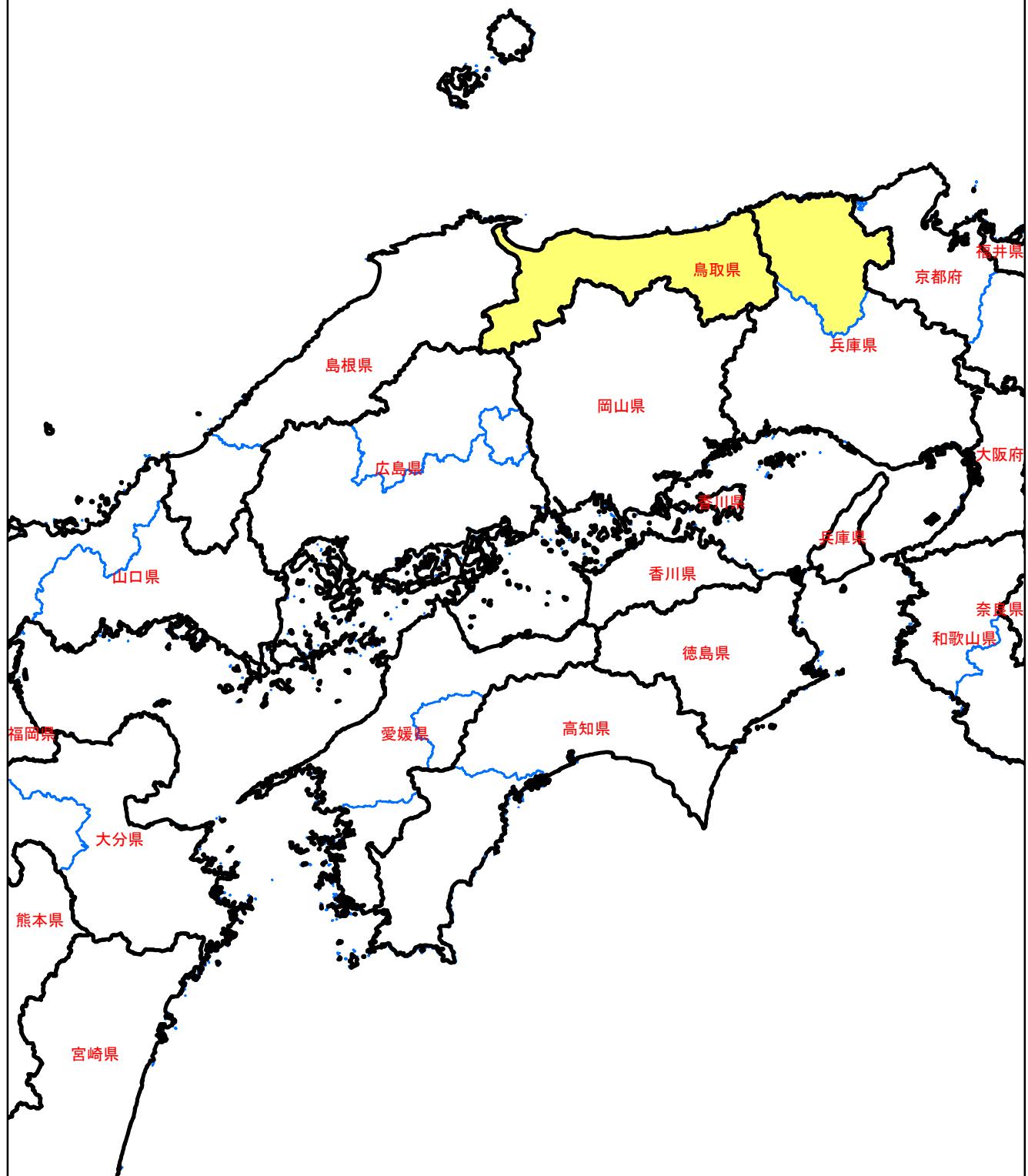
1:3,000,000

km

0

50

100



事前評価図表

整理番号	2
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H30～(おおむね80年間)						
事業実施地区名	江の川広域流域	事業実施主体	国立研究開発法人森林研究・整備機構						
事業の概要・目的	<p>本対象区域が存在する江の川広域流域は、島根県東部及び中央部並びに江の川上流の広島県の一部を包括している。年平均気温は約11℃～16℃、年間降水量は約1,400mm～2,200mm程度である。</p> <p>本事業は、近年の山地災害の状況を踏まえ、脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による森林の造成が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、国立研究開発法人森林研究・整備機構と地域の関係者による分取造林契約などにより森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>特に本流域においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 梅雨末期の前線の移動に伴い、集中豪雨を受けることが多い。平成22年7月16日に発生した「庄原ゲリラ豪雨」により、広島県庄原市で土石流・洪水氾濫が発生するなど大きな被害のあった地域であること、また松くい虫被害は、平成23年度に過去最高の被害量となり、ナラ枯れ被害は、島根県西部で発生していたものが流域全域にまで拡大してきている状況となっており、被害地の復旧や計画的な造林により水土保全、景観保全等森林の公益的機能の発揮が必要とされていること <p>を踏まえつつ、事業を実施していくこととしている。</p> <p>具体的には、流域内のダム水源や簡易水道水源等の集水域における水源涵養機能等の確保に向けて、水源かん養保安林内の無立木地等において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が、造林地所有者及び造林者と分取造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成する他、必要に応じ、既契約地周辺の保安林等において間伐等の森林整備を実施するものである。</p> <p>分取造林契約締結対象区域は、ササの侵入が多くみられ、放置したままでは短期での成林が期待できない上、局所的な降雨などにより被害の恐れもあることから、本事業により、水源涵養機能等を安定的に発揮させていくため、契約相手方の要望等も踏まえて、スギ2,500～3,000本/ha、ヒノキ2,500～3,000本/haの植栽を予定している。また、広葉樹などの前生樹等を活かし、針広混交林を目指すこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 36件、事業対象区域面積 448ha (スギ51ha、ヒノキ262ha、広葉樹等区域134ha、既契約地周辺の間伐等 1 ha) ・事業対象都道府県：島根県、広島県 ・総事業費： 1,950,232 千円 								
費用便益分析	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">総便益 (B)</td> <td style="width: 33%;">2,917,438 千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>1,414,815 千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.06</td> </tr> </table>			総便益 (B)	2,917,438 千円	総費用 (C)	1,414,815 千円	分析結果 (B/C)	2.06
総便益 (B)	2,917,438 千円								
総費用 (C)	1,414,815 千円								
分析結果 (B/C)	2.06								
水源林造成事業等評価技術検討会の意見	<p>水源の涵養など水土保全機能の発揮のため早急に森林を造成する必要がある箇所であり、事業の効率性や干害対策などによる事業の有効性も認められることがから、事業を実施することが適当と考える。</p>								
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の自助努力等によっては適正な森林の整備が進まないおそれがある。このような状況の中、本対象区域は、事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保全機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性： 費用便益分析の結果、投下する費用を上回る効果が見込まれている他、広葉樹などの前生樹等を活用した針広混交林の造成を目指すことなどによりコスト縮減に努めることとしており、事業の効率性が認められる。 ・有効性： 水源涵養など水土保全機能の着実な発揮のために必要な干害対策や針広混交林化に向けた施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 								

様式1

便 益 集 計 表
(森林整備事業)

事業名：水源林造成事業
施行箇所：江の川広域流域

(単位:千円)

大区分	中区分	評価額	備考
水源涵養便益	洪水防止便益	903,368	
	流域貯水便益	275,661	
	水質浄化便益	605,443	
山地保全便益	土砂流出防止便益	937,362	
	土砂崩壊防止便益	1,923	
環境保全便益	炭素固定便益	175,773	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	17,908	
総便益 (B)		2,917,438	
総費用 (C)		1,414,815	
費用便益比		$B \div C = \frac{2,917,438}{1,414,815} = 2.06$	

(島根県浜田市内等 水源林造成事業候補箇所全36箇所)

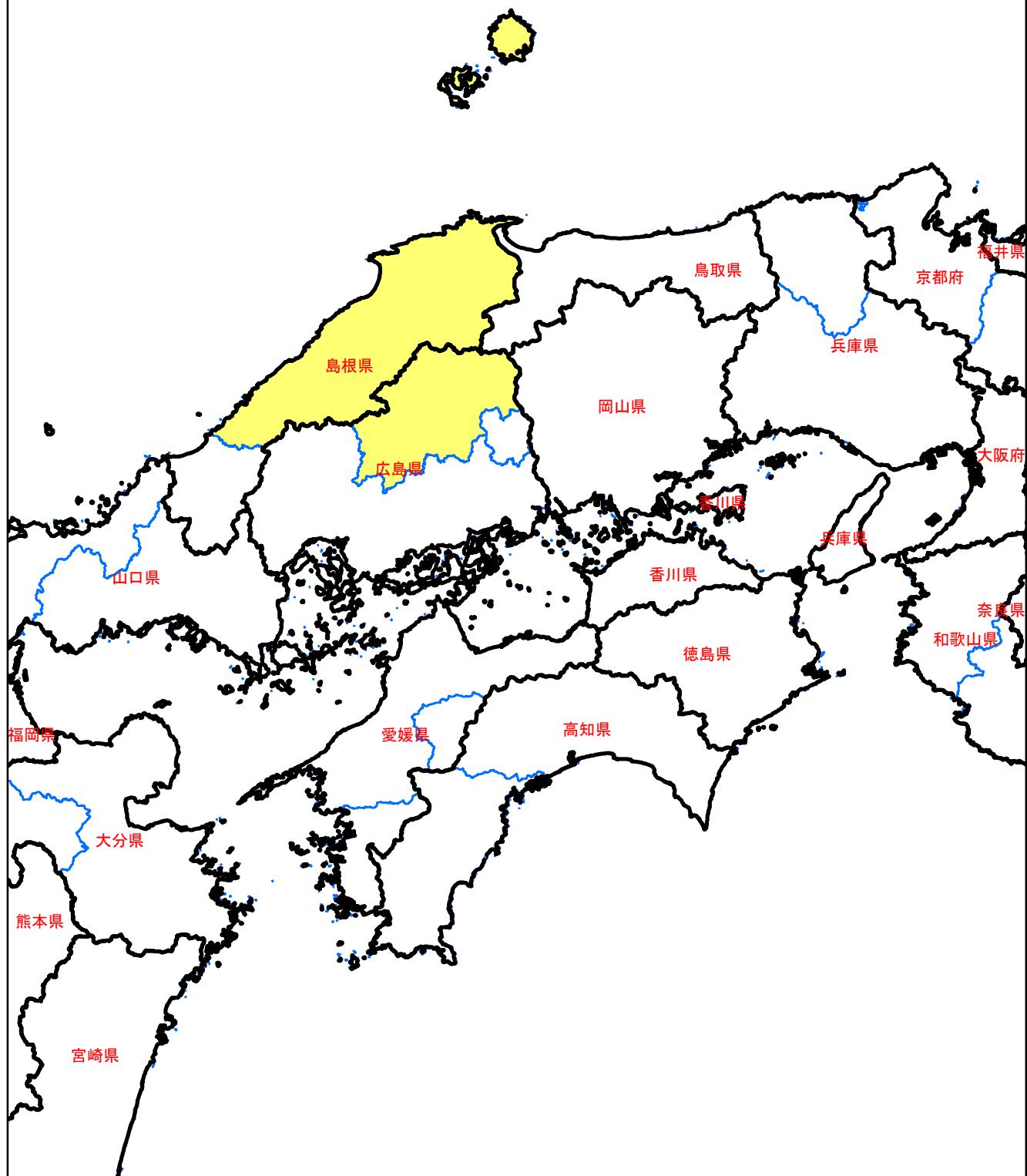
(注)便益算定方法は、代表箇所(島根県浜田市)を表示しています。

平成29年度水源林造成事業評価(事前評価)対象広域流域

江の川広域流域

1:3,000,000

0 50 100 km



事前評価図表

整理番号	3
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H30～(おおむね80年間)						
事業実施地区名	大淀川広域流域	事業実施主体	国立研究開発法人森林研究・整備機構						
事業の概要・目的	<p>本対象区域が存在する大淀川広域流域は、宮崎県一円を包括している。年平均気温は約14℃～18℃、年間降水量は約2,300mm～3,600mmとなっている。</p> <p>本事業は、台風の常襲地帯である本流域内の民間による森林の造成が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、国立研究開発法人森林研究・整備機構と地域の関係者による分収造林契約などにより森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>特に本流域においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宮崎県はスギの素材生産量が平成3年以降25年連続して全国一となるなど有数の林業県であり、日本一の製材規模を有する中国木材(株)が、同県日向市に製材工場、集成材工場、乾燥加工工場、バイオマス発電燃料製造施設、バイオマス発電所を備えた敷地面積約9万坪の工場を平成27年3月に完成させるなど、林業活性化の機運が一層高まっていること、また台風や豪雨等による自然災害が多い地域であり、木材生産機能だけでなく山地災害防止や水源涵養機能等の森林の公益的機能の發揮が必要となっていること、さらにシカの被害も増大してきていることから、シカ害防除を図りつつ計画的な造林を図ることが必要となっていること <p>を踏まえつつ、事業を実施していくこととしている。</p> <p>具体的には、流域内のダム水源や簡易水道水源等の集水域における水源涵養機能等の確保に向けて、水源かん養保安林内の無立木地等において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカ害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成する他、必要に応じ、既契約地周辺の保安林等において間伐等の森林整備を実施するものである。</p> <p>分収造林契約締結対象区域は、低木やカヤ等がまばらに生育しており、放置したままでは短期での成林が期待できない上、降雨などにより土砂流出の恐れもあることから、本事業により水源涵養機能等を安定的に發揮させていくため、契約相手方の要望等も踏まえて、スギ2,500本/ha、ヒノキ2,500本/haの植栽を予定している。また、広葉樹などの前生樹等を活かし、針広混交林を目指すこととし、さらにシカ害が見込まれる地域は、シカ害防除を適切に図っていくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 22件、事業対象区域面積 386ha (スギ246ha、ヒノキ23ha、広葉樹等区域116ha、既契約地周辺の間伐等 1 ha) ・事業対象都道府県：宮崎県 ・総事業費： 1,640,923 千円 								
費用便益分析	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">総便益 (B)</td> <td style="width: 33%;">2,940,398 千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>1,190,425 千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.47</td> </tr> </table>			総便益 (B)	2,940,398 千円	総費用 (C)	1,190,425 千円	分析結果 (B/C)	2.47
総便益 (B)	2,940,398 千円								
総費用 (C)	1,190,425 千円								
分析結果 (B/C)	2.47								
水源林造成事業等評価技術検討会の意見	<p>水源の涵養など水土保全機能の發揮のため早急に森林を造成する必要がある箇所であり、事業の効率性やシカ害対策などによる事業の有効性も認められることから、事業を実施することが適當と考える。</p>								
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の發揮の観点から、森林所有者の自助努力等によっては適正な森林の整備が進まないおそれがある。このような状況の中、本対象区域は、事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保全機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性： 費用便益分析の結果、投下する費用を上回る効果が見込まれている他、広葉樹などの前生樹等を活用した針広混交林の造成を目指すことなどによりコスト縮減に努めることとしており、事業の効率性が認められる。 ・有効性： 水源涵養など水土保全機能の着実な発揮のために必要なシカ害対策や針広混交林化に向けた施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 								

様式1

便 益 集 計 表
(森林整備事業)

事業名：水源林造成事業
施行箇所：大淀川広域流域

(単位:千円)

大区分	中区分	評価額	備考
水源涵養便益 <small>かん</small>	洪水防止便益	878,067	
	流域貯水便益	327,252	
	水質浄化便益	691,473	
山地保全便益	土砂流出防止便益	808,205	
	土砂崩壊防止便益	1,929	
環境保全便益	炭素固定便益	210,439	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	23,033	
総便益 (B)		2,940,398	
総費用 (C)		1,190,425	
費用便益比		$B \div C = \frac{2,940,398}{1,190,425} = 2.47$	

(宮崎県串間市内等 水源林造成事業候補箇所全22箇所)

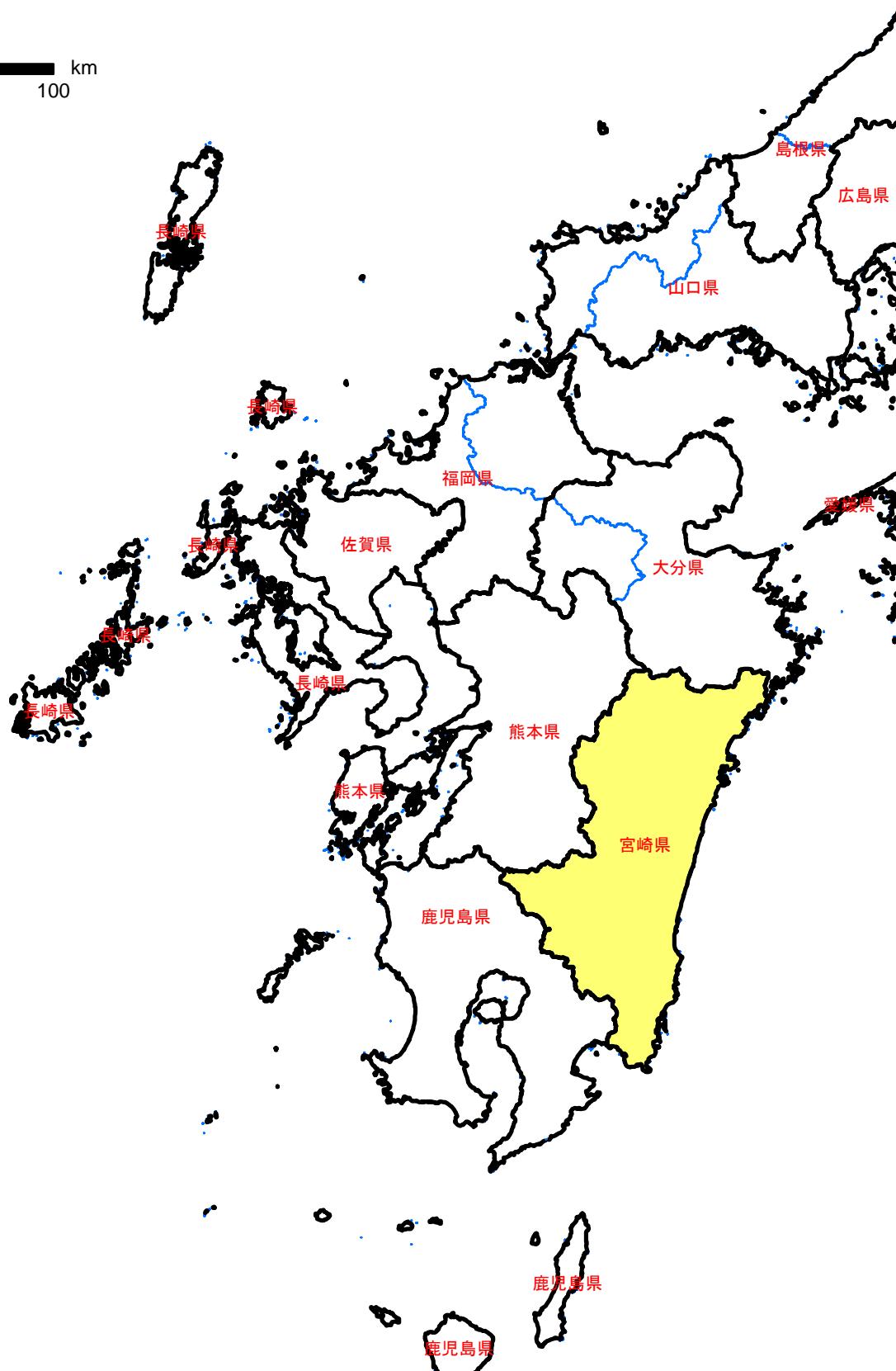
(注)便益算定方法は、代表箇所(宮崎県串間市)を表示しています。

平成29年度水源林造成事業評価(事前評価)対象広域流域

大淀川広域流域

1:3,000,000

0 50 100 km



林野公共事業の事業評価における 政策効果の把握について（概要）

林野公共事業の事業評価における政策効果の把握について（概要）

1 費用及び効果の把握

(1) 費用の計測

費用は、整備等に要する経費及び維持管理に要する経費につき、現在価値に換算して計測する。

(2) 便益の計測

便益は、事業を実施した場合の効果について、事業特性を踏まえ整理した上で整備する施設の耐用年数若しくは森林の効果の発揮期間に応じて貨幣化し、現在価値に換算して計測する。

便益の計測に当たっては、可能な限り公表されている一般的な統計データ、客観的なデータ等を用いるとともに、事業実施によるマイナスの効果についても適正に評価する。

なお、貨幣化が困難な場合、他の手法で可能な限り定量化することとし、定量化が困難な場合は、定性的な記述による評価を行う。

(3) 費用便益分析

費用便益比（B／C）は、計測された便益の総計と費用の総計の比をもって表す。

$$B/C = \frac{\sum_{t=1}^Y B_t / (1+i)^t}{\sum_{t=1}^Y C_t / (1+i)^t}$$

B : 便益（全ての評価対象便益の合計）
C : 費用（初期投資+維持管理費用）
Y : 評価期間（年数）
t : 年数
i : 社会的割引率

(4) 評価期間

評価期間は、その対象となる施設の耐用年数、効果の発現期間等を考慮して定める。

なお、森林保全整備の超長期性に起因して、事業実施による効果の発現期間を特定するのは困難であることから、便宜上、耐用年数を準用して次のように定める。

区分		評価期間
治山事業	施設整備を主体とするもの	整備期間+50年
	森林整備を主体とするもの	100年
森林整備事業	森林整備	整備期間+伐期齢-整備完了時点の林齢
	路網整備	整備期間+40年

(5) 現在価値化

	過去	将来
費用	デフレーターで価格を調整した後、社会的割引率で現在価値化を行う	社会的割引率
便益	社会的割引率	社会的割引率

※社会的割引率は4%とする。

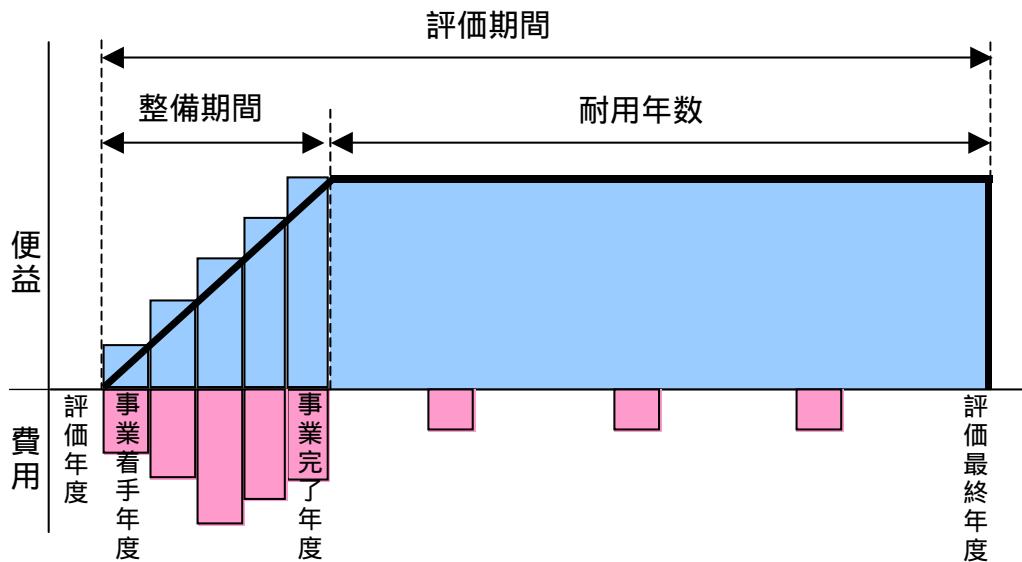
(6) 感度分析

不確実性があり、下振れする可能性がある前提条件を算定因子に含む便益があり、費用便益比が一定の値を下回る場合に、費用・便益を10%変動させて再度、算定する。

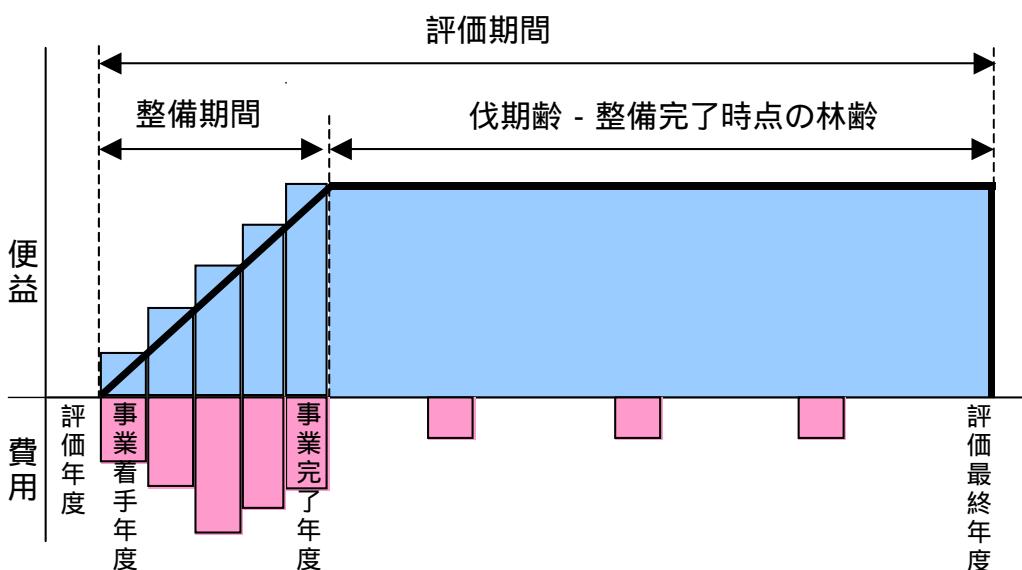
(7) 基準年度

便益及び費用の現在価値化の基準年度は、評価を実施する年度とする。

<「治山事業・森林整備事業（路網整備）」の評価期間と費用・便益発生のイメージ>



<「森林整備事業（森林整備）」の評価期間と費用・便益発生のイメージ>



2 林野公共事業の主な便益の算定方法

(1) 林野公共事業の事業種別の主な便益

便 益 項 目	治山事業	森林整備事業
水 源 潫 養 便 益 (洪水防止、水質浄化等)	○	○
山 地 保 全 便 益 (土砂流出防止等)	○	○
環 境 保 全 便 益 (炭素固定等)	○	○
災 害 防 止 便 益 (山地災害防止等)	○	
木 材 生 産 等 便 益 (木材生産経費縮減等)		○
森 林 整 備 経 費 縮 減 等 便 益 (造林作業経費縮減)		○
一 般 交 通 便 益 (走行時間短縮等)		○
森 林 の 総 合 利 用 便 益 (アクセス時間短縮等)		○
災 害 等 軽 減 便 益 (災害時迂回路等確保等)		○
維 持 管 理 費 縮 減 便 益		○

注 1 : ○は、評価に用いる便益

2 : 便益は、各事業、地域の実態に応じて適宜選択して評価する。

(2) 主な便益の算定手法

水源涵養便益

a 洪水防止便益

降雨によって地表に達した雨水が当該地区の土壤に浸透或いは蒸散せずに河川等へ流れてしまう最大流出量について、事業の実施により森林が整備された状態と整備されていない状態を比較し、森林整備による森林内からの最大流出量減少分を推定し、この減少する最大流出量を治水ダムで機能代替させて洪水防止便益を評価する。

$$\boxed{\text{事業を実施する場合としない場合の}} \times \boxed{\text{事業対象}} \times \boxed{\text{治水ダムの}} \\ \boxed{\text{単位面積当たりの雨水流出量の差}} \quad \boxed{\text{区域面積}} \quad \boxed{\text{減価償却費}}$$

b 流域貯水便益

事業を実施しようとする地域の年間降雨量から、実施対象区域の地被状況（整備済森林等）に応じた貯留量率により土壤内に浸透する降雨の量を推定し、整備される森林の貯水便益を評価する。

$$\boxed{\text{事業を実施する場合とし}} \times \boxed{\text{年間平均}} \times \boxed{\text{事業対象}} \times \boxed{\text{利水ダムの}} \\ \boxed{\text{ない場合の貯留率の差}} \quad \boxed{\text{降雨量}} \quad \boxed{\text{区域面積}} \quad \boxed{\text{減価償却費}}$$

c 水質浄化便益

流域貯水便益の手法により、全貯留量のうち生活用水使用相当分については水道代金で代替した費用で、その他の水量については雨水利用施設を用いて雨水を浄化する費用により、それぞれ比例按分して算出し水質浄化便益を評価する。

$$\boxed{\text{事業を実施する場合とし}} \times \boxed{\text{年間平均}} \times \boxed{\text{事業対象}} \\ \boxed{\text{ない場合の貯留率の差}} \quad \boxed{\text{降雨量}} \quad \boxed{\text{区域面積}} \\ \times \boxed{\text{単位当たりの水質浄化費}} \\ \boxed{\text{(生活用水相当分については上水道給水原価その他については工業的雨水浄化経費)}}$$

山地保全便益

a 土砂流出防止便益

事業を実施する場合と実施しない場合の土砂流出量について、評価対象区域の年間流出土砂量の差により推計し、この土砂量を保全するために必要となる砂防ダム建設コストで機能代替させ土砂流出防止便益を評価する。

$$\boxed{\text{事業を実施する場合としない場合の}} \times \boxed{\text{事業対象}} \times \boxed{\text{砂防ダムの}} \\ \boxed{\text{単位面積当たり年間流出土砂量の差}} \quad \boxed{\text{区域面積}} \quad \boxed{\text{建設コスト}}$$

b 土砂崩壊防止便益

事業を実施する場合と実施しない場合について、評価期間の崩壊見込量を比較し、土砂崩壊防止便益を評価する。

$$\boxed{\text{事業実施する場合としない場合の崩壊見込量の差}} \times \boxed{\text{砂防ダムの}} \\ \boxed{\text{(流域内崩壊率、雨量比、平均崩壊深から推計)}} \quad \boxed{\text{建設コスト}}$$

環境保全便益

a 炭素固定便益（樹木固定分）

森林整備や山腹工等を実施することによる当該森林の蓄積量の増加分から、森林による炭素固定量を推計し、炭素固定便益を評価する。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{事業を実施する場合としない場合の森林の見込蓄積量の差}} \times \boxed{\text{当該森林の主要樹種のバイオマス量を推計するための係数}} \\ \times \boxed{\text{炭素含有率}} \times \boxed{\text{二酸化炭素換算係数}} \times \boxed{\text{排出量取引価格}} \end{array}$$

b 炭素固定便益（土壤蓄積分）

森林整備や山腹工等を実施することによる当該森林土壤の炭素蓄積量の変化について推計し、炭素固定便益を評価する。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{事業を実施する場合としない場合の年間流出土砂量に含まれる炭素量の差}} \times \boxed{\text{土壤が流出した場合に二酸化炭素が空气中に排出される係数}} \\ \times \boxed{\text{二酸化炭素換算係数}} \times \boxed{\text{排出量取引価格}} \end{array}$$

c その他の便益

気候緩和、騒音軽減、飛砂軽減、風害軽減、霧害軽減、火災防備、漁場保全、生物多様性保全、保健休養等森林の持つ公益的機能の発揮に係る便益のうち該当するものを評価する。

災害防止便益

治山事業を実施しない場合の山腹崩壊、土石流、地すべり等の災害発生による被害想定額を算定し、災害防止便益を評価する。

$$\boxed{\text{災害により被害が想定される家屋戸数等}} \times \boxed{\text{家屋等の評価額}} \times \boxed{\text{災害の発生率}}$$

木材生産等便益

a 木材生産経費縮減便益

路網整備による、木材の搬出距離・経費の縮減便益及び木材輸送トラックの大型化による輸送経費の縮減便益を評価する。

$$\boxed{\text{整備前と整備後の伐採・搬出等経費の差}} \times \boxed{\text{林道整備前からの利用区域における伐採材積}}$$

b 木材利用増進便益

整備前には切り捨てとなっていた間伐材や小径木が、林道の整備により搬出・利用される便益を評価する。

$$\boxed{\text{整備前と整備後の利用間伐の割合の差}} \times \boxed{\text{林道整備前からの利用区域における間伐材積}} \times \boxed{\text{間伐材の市場価格}}$$

c 木材生産確保・増進便益

(森林整備分)

事業の実施により、資源として蓄積された木材が伐期において生産・利用される便益について、想定される木材生産量から評価する。

$$\boxed{\text{主伐時期における伐採材積}} \times \boxed{\text{木材市場価格}}$$

(路網整備分)

路網の開設等により、それまで路網の未整備で伐採対象とならなかった森林において、林道整備に伴うコスト縮減等により伐採が促進される便益を評価する。

$$\boxed{\text{林道整備後の新たな利用区域における伐採材積}} \times \boxed{\text{木材市場価格}}$$

森林整備経費縮減等便益

a 造林作業経費縮減便益

(歩行時間等経費縮減便益)

林道の整備による、造林等作業員の歩行時間、資材運搬経費等の縮減便益を評価する。

$$\boxed{\text{整備前と整備後の造林等経費の差}} \times \boxed{\text{林道整備前からの利用区域における造林面積}}$$

b 治山経費縮減便益

林道の整備によって、治山事業の実施に係る取付道等の経費が縮減される便益を評価する。

$$\boxed{\text{林道を整備しない場合に必要な治山施工経費}} - \boxed{\text{林道を整備した場合に必要な治山施工経費}}$$

c 森林管理等経費縮減便益

森林管理（病虫害の早期発見、山火事防止等）のための巡視や適切な森林整備・林業経営のための普及指導等を行う者（地方自治体、森林組合等職員を含む）の歩行時間が、林道の整備により縮減される便益を評価する。

$$\boxed{\text{林道の整備前と整備後との森林への到達時間の差}} \times \boxed{\text{森林管理等の延べ人工数}} \times \boxed{\text{賃金単価}}$$

d 森林整備促進便益

路網の未整備により造林・保育が不十分となっていた森林（新規施業実施区域）において、路網の整備によって森林整備の促進が見込まれる場合には、「水源涵養便益」、「山地保全便益」及び「環境保全便益」について評価する。

なお、評価に当たっては、本便益の対象となる森林の森林整備着手以降に要する

経費を費用（C）として評価する。

$$\boxed{\text{「水源涵養便益」} + \text{「山地保全便益」} + \text{「環境保全便益」}}$$

一般交通便益

集落から勤務先への通勤等に林道を利用することによって、走行時間又は経費が縮減される便益を評価する。

- a 走行時間短縮便益

$$\boxed{\text{林道整備前と整備後との走行時間の差}} \times \boxed{\text{交通量(台/年)}} \times \boxed{\text{車種別時間価値原単位}}$$

- b 走行経費減少便益

$$\boxed{\text{林道整備前と整備後との走行距離の差}} \times \boxed{\text{交通量(台/年)}} \times \boxed{\text{車種別走行経費原単位}}$$

森林の総合利用便益

- a アクセス時間短縮等便益

(アクセス時間短縮便益)

既設のアクセス道がある場合において、新たな林道整備によりアクセス時間が短縮される便益を評価する。

$$\boxed{\text{林道整備前と整備後との森林への到達時間の差}} \times \boxed{\text{交通量(台/年)}} \times \boxed{\text{車種別時間価値原単位}}$$

(アクセス経費減少便益)

既設のアクセス道がある場合において、新たな林道整備によりアクセス経費が短縮される便益を評価する。

$$\boxed{\text{林道整備前と整備後との森林への到達距離の差}} \times \boxed{\text{交通量(台/年)}} \times \boxed{\text{車種別走行経費原単位}}$$

- b ふれあい機会創出便益

新たに林道を開設した場合の市民の森林等とのふれあいの機会の創出について、利用者が森林へ到達するための費用負担分を便益として評価する。

$$\boxed{\text{林道を整備する場合の森林への到達時間}} \times \boxed{\text{交通量(台/年)}} \times \boxed{\text{車種別時間価値原単位}}$$

$$+ \boxed{\text{林道を整備する場合の森林への到達距離}} \times \boxed{\text{交通量(台/年)}} \times \boxed{\text{車種別走行経費原単位}}$$

- c フォレストアメニティ施設利用便益

新たに林道を開設した場合の市民の森林等とのふれあいの機会の創出についての便益を評価する。

(利用確保便益)

$$\boxed{\text{森林公園等の入込者数(人/年)}} \times \boxed{\text{利用料金}}$$

(施設滞在便益)

$$\boxed{\text{森林公園等の入込者数(人/年)}} \times \boxed{\text{滞在時間}} \times \boxed{\text{賃金原単位}}$$

d その他の便益

副産物増大便益

災害等軽減便益

a 災害時迂回路等確保便益

路網整備において、自然災害時の迂回路、避難路としての便益を評価する。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{既設の迂回路を利用する場合と林道を利用する場合の到達時間の差}} \times \boxed{\frac{\text{通行止め期間}}{\text{交通量}}} \times \boxed{\frac{\text{車種別時間}}{\text{価値原単位}}} \\ & + \boxed{\text{既設の迂回路を利用する場合と林道を利用する場合の到達距離の差}} \times \boxed{\frac{\text{通行止め期間}}{\text{交通量}}} \times \boxed{\frac{\text{車種別走行}}{\text{経費原単位}}} \end{aligned}$$

b 防火帯便益

林道を整備することにより、森林火災の延焼防止等の機能を果たす便益を評価する。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{防火帯としての機能を果たす林道の延長}} \times \boxed{\text{林道の平均幅員}} \times \boxed{\text{防火帯の設置費用}} \\ & + \boxed{\text{防火帯としての機能を果たす林道の延長}} \times \boxed{\text{林道の平均幅員}} \times \boxed{\text{防火帯の維持管理費用}} \end{aligned}$$

c 災害復旧経費縮減便益

改良、舗装等により、災害復旧経費が縮減される便益を評価する。

$$\boxed{\text{林道舗装等を実施しない場合と実施する場合の災害復旧経費の差}} \times \boxed{\text{舗装等を実施する林道の延長}}$$

維持管理費縮減便益

改良、舗装等により、グレーダー作業、転石除去等に要する維持管理費が縮減される便益を評価する。

$$\boxed{\text{林道舗装等を実施しない場合と実施する場合の維持管理費の差}} \times \boxed{\text{舗装等を実施する林道の延長}}$$

林野公共事業における新規採択チェックリスト

4 水源林造成事業

平成 年度新規採択チェックリスト (水源林造成事業)

(都道府県名：)
(地 区 名：)

I 必須事項

項目	審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性）	費用便益分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分取造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること。	<input type="checkbox"/>
5. 事業の実施が確実に見込めること	森林所有者の意欲、造林者としての義務を確実に果たす能力等があること。	<input type="checkbox"/>
6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること	自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること。	<input type="checkbox"/>

注) 評価項目を満たしている場合は、□の中に「レ」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価		
大項目	中項目	小項目		A	B			
1 有効性	(1)多様な森林づくり	①健全な森林の育成	森林の多面的機能の発揮	A	水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。かつ、分収造林契約予定地にあっては、針広混交林化等の取組がなされる計画となっている。			
				B	上記A以外の計画である。			
	(2)自然的条件に適合	②自然的条件への適合性	計画の自然条件への適合性	A	計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。			
				B	上記A以外の計画である。			
2 効率性	(1)事業の経済性・効率性		効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減	A	適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減効果の発現が期待できる計画である。			
				B	適切な手法・工法が確保されている計画である。			
				C	上記A、B以外の計画である。			
3 事業の実施環境等	(1)自然環境・景観への配慮		自然環境保全機能の発揮	A	自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。			
				B	上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。			
				C	上記A、B以外の計画である。			
	(2)効果的な事業の推進		他事業との連携の計画性	A	他事業との連携が図られた計画となっている。			
				B	他事業との連携について調整中である。			
				C	上記A、B以外である。			
				-	該当しない。			

チェックリストの判定基準
(水源林造成事業)

I 必須項目

項目	判定基準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	水源涵養機能が低下している土地で森林の造成を行い、効果を発現させる必要があること。
2. 技術的可能性が確実であること	事業実施予定地の自然条件、地域森林計画等に示す指針及びこれまでの事業実績等に照らし、当該事業の施工が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$
4. 事業の採択要件を満たしていること	<p>次の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～3号の保安林若しくは同予定地であること。 ・ 分収造林契約予定地については、林況が無立木地・散生地・粗悪林相地等であること。分収造林契約によらない事業実施予定地については、森林整備が必要な育成途上の森林であること。 ・ 分収造林契約予定地については、権利関係が明確であって立木の担保ができること。 ・ 分収造林契約予定地については、一団地の面積が5ha以上であること（併括管理ができる数個の団地は一団地とみなす）。分収造林契約によらない事業実施予定地については、分収造林契約地と同一の林班又は分収造林契約地を含む林班と隣接する林班内の森林であること。 ・ 国土保全上の見地から治山事業の実施によることを適当とする土地でないこと。 ・ 次のいずれかの箇所に該当すること。 (ア) 2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域 (イ) ダム等の上流域等
5. 事業の実施が確実に見込めること	森林所有者の意欲が高いこと、造林義務者の労務構成及び林業技術が事業を行う上で十分であること。
6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること	地域における気候、地形、土壤等の自然条件に応じた森林整備等であることや必要に応じて景観への配慮がなされていること。

別添 3

学識経験者等名簿

1 直轄事業

森林管理局	役 職	氏 名
北 海 道	北海道大学大学院農学研究院特任教授	丸 谷 知 己
	北海学園大学法学部教授	樽 見 弘 紀
	北海道大学大学院農学研究院准教授	庄 子 康
東 北	岩手大学農学部教授	井良沢 道 也
	秋田県立大学木材高度加工研究所教授	佐々木 貴 信
	山形大学農学部准教授	菊 池 俊 一
	森林総合研究所東北支所長	梶 本 卓 也
関 東	多野東部森林組合代表理事組合長	新 井 和 子
	キャスター・俳優	葛 城 奈 海
	宇都宮大学農学部教授	執 印 康 裕
	森林総合研究所林業工学研究領域長	陣 川 雅 樹
	筑波大学生命環境系准教授	立 花 敏
中 部	株式会社日本政策金融公庫東京支店 農林水産事業統轄	新 堀 健 二
	信州大学農学部助教	小 野 裕
	名古屋大学大学院生命農学研究科准教授	田 中 隆 文
四 国	高知工科大学経済・マネジメント学群教授	渡 邊 法 美
	高知大学教育研究部教授	笹 原 克 夫
	森林総合研究所四国支所チーム長	酒 井 敦

九 州	宮崎大学農学部教授	藤掛一郎
	鹿児島大学農学部教授	寺岡行雄
	森林総合研究所九州支所山地防災研究グループ長	黒川潮

2 補助事業

役 職	氏 名
日本大学生物資源科学部教授	太田祐子
筑波大学生命環境系准教授	興梠克久
高知大学農学部教授	後藤純一
宇都宮大学農学部教授	執印康裕
仰星監査法人公認会計士	原伸夫

3 国立研究開発法人事業

役 職	氏 名
信州大学学術研究院農学系教授	植木達人
富士大学学長	岡田秀二
特定非営利活動法人森林をつくろう理事長	佐藤和歌子
京都府立大学大学院生命環境科学研究科准教授	平山貴美子
日本大学生物資源科学部准教授	吉岡拓如

問合せ先一覧表

1 直轄事業

事業名	事業主管課・室	担当者名	電話番号
民有林直轄治山事業	林野庁 森林整備部 治山課	岸、奥山	03-3502-8111 (内線) 6195
	九州森林管理局 企画調整課	塚本、林田	050-3160-6608
森林環境保全整備事業	林野庁 国有林野部 業務課	榎、澤井、瀬川	03-3502-8111 (内線) 6302
	北海道森林管理局 業務調整課	梶岡、遠藤	050-3160-6272
	東北森林管理局 企画調整課	佐藤、三浦	050-3160-6399
	関東森林管理局 企画調整課	伊庭、川名	050-3160-6352
	中部森林管理局 企画調整課	今井、森田	050-3160-6508
	四国森林管理局 企画調整課	森本、岡本	050-3160-5619
	九州森林管理局 企画調整課	塚本、林田	050-3160-6608

2 補助事業

事業名	事業主管課・室	担当者名	電話番号
民有林補助治山事業	林野庁 森林整備部 治山課	岸、片山	03-3502-8111 (内線) 6195
森林環境保全整備事業 森林居住環境整備事業	林野庁 森林整備部 整備課	吉川、荒木 古谷、中島	03-3502-8111 (内線) 6178 (内線) 6174

3 国立研究開発法人事業

事業名	事業主管課・室	担当者名	電話番号
水源林造成事業	林野庁 森林整備部 整備課	井口、長谷	03-3502-8111 (内線) 6175